

申込書記入例

一般財団法人和歌山県教育互助会 御中

積立年金保険 (拠出型企業年金保険) 加入(変更)申込書

申込日 8年6月10日

0318TE94F3 0000063#

加入(変更)日 8年8月1日  
申込締切日 8年6月12日

変更後の申込口数をご記入ください。  
なお、一般コースにご加入の方で中断される場合は、申込欄に「中断します」とご記入ください。

お申込みの内容に訂正がある場合は、二重線で抹消のうえ、署名(フルネーム)または訂正印を押印してください。

被保険者氏名(カタカナでご記入ください) 性別 生年月日  
ワカヤマ タロウ 男 50年11月7日 080801 01 1

給付金受取人 拠出型企業年金保険契約協定書のとおり

区分	月払	特定月払	一時払		
02	既加入	申込	既加入	申込	申込
一般コース 一般生命保険料控除型	10	20	10	中断 します	3
個年コース 個人年金保険料控除適用	20	10	2	2	

署名または押印(認印可)をお願いします。

**〔新規加入される方〕**  
申込日、職員番号、所属コード、被保険者氏名、性別、生年月日、申込口数を記入のうえ、申込印兼同意欄に押印ください。

**〔既加入の方〕**  
変更のない場合、申込書の提出は不要です。

**①口数を増やす場合**  
増やした後の口数を記入してください。  
(例: 既加入10口+10口=20口)

**②口数を減らす場合**  
減らした後の口数を記入してください。  
(例: 既加入20口-10口=10口)  
「0」を記入の場合は脱退取扱いになります。

あわせて拠出型企業年金保険給付金請求書を送付してください。

**③全口中止(中断)される場合(一般コース)**  
申込口数の欄に「中断します」と記入してください。あわせて中断申込書を送付してください。

※変更しない部分については、申込口数の欄に既加入口数を記入してください。

月払積立	30~100口(1口:1,000円)
特定月払積立	10~50口(1口:10,000円)
一時払	10~1,000口(1口:10,000円)

※既にご加入の方は現在の加入内容のまま継続いただけます。

# 積立年金保険

拠出型企業年金保険(02)

今年度から保険事務費が見直され、  
より安心して積立でできるようになりました!

※詳細については、P.1「保険事務費の見直し(2026年4月から)による給付額試算表」をご覧ください。



## 積立年金保険のPoint

Point 1

### 予定利率 年1.25% (※1)

※1 2026年4月3日時点の明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の予定利率となっております。予定利率については将来変更される場合があります。

Point 2

### 生命保険料控除の対象です!

一般コースご加入の方は一般生命保険料控除、  
個年コースご加入の方は個人年金保険料控除(※2)の対象となります。  
※2 (他の控除を受けていないとき) 払い込み完了年数まで10年に満たない場合は、一般生命保険料控除の対象となります。税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる場合があります。

Point 3

### 毎年、口数変更や一時積増が可能!

ライフサイクルに合わせて、年1回の手続き期間中に口数の変更ができます。  
また、月に1回払出し(減口)も可能です。(一般コースのみ)

説明希望の方はパンフレット9ページの「FAX問合せ票」をご提出ください。

申込書提出締切日

2026年6月12日(金)

互助会必着日

2026年6月16日(火)

加入日(責任開始日)

2026年8月1日(土)

※【契約概要】【注意喚起情報】はP7~P8に記載しています。ご加入前に必ずご確認ください。

一般財団法人 和歌山県教育互助会

キリトリ線

一般財団法人和歌山県教育互助会

御中

私は拠出型企業年金保険についてパンフレット等説明資料・契約概要・注意喚起情報等を受領し、内容を確認・承知のうえ、申込内容が自らの意向に沿ったものであることを確認して、加入・変更を申し込みます。また、個人情報の取扱いについても、説明資料等の記載内容を承知し、同意いたします。また申込日現在健康で正常に就業しています。

積立年金保険 (拠出型企業年金保険) 加入(変更)申込書

申込日 年 月 日

申込日の記入がない場合は、申込締切日を申込日として取り扱います。

0318TE94F3 0000063#

団体名 一般財団法人和歌山県教育互助会

団体番号(証券番号) 32162520116

職員番号 20

所属コード 30区分3132 01

加入(変更)日 8年8月1日

申込締切日 8年6月12日

変更後の申込口数をご記入ください。  
なお、一般コースにご加入の方で中断される場合は、申込欄に「中断します」とご記入ください。

お申込みの内容に訂正がある場合は、二重線で抹消のうえ、署名(フルネーム)または訂正印を押印してください。

被保険者氏名(カタカナでご記入ください) 性別 生年月日  
ワカヤマ タロウ 男 50年11月7日 080801 01 1

給付金受取人 拠出型企業年金保険契約協定書のとおり

区分	月払	特定月払	一時払		
02	既加入	申込	既加入	申込	申込
一般コース 一般生命保険料控除型	10	20	10	中断 します	3
個年コース 個人年金保険料控除適用	20	10	2	2	

署名(フルネームで自署)

(080318000063)

通し番号 000063

変更の場合は変更後の合計をご記入ください。  
例: 3口から2口増口する場合は5口をご記入ください。  
7876

**意向確認【ご加入前のご確認】**

積立年金保険は、老後生活の資金確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

**保険事務費の見直し(2026年4月から)による給付額試算表**

毎月10口(月額保険料10,000円)を積み立てた場合

加入期間	払込保険料合計額	積立金額(脱退一時金額)	受取率
1年	120,000円	120,400円	100.3%
2年	240,000円	242,200円	100.9%
3年	360,000円	365,400円	101.5%
4年	480,000円	489,800円	102.0%
5年	600,000円	615,700円	102.6%
10年	1,200,000円	1,265,800円	105.4%
20年	2,400,000円	2,676,800円	111.5%
30年	3,600,000円	4,249,700円	118.0%
40年	4,800,000円	6,003,200円	125.0%

**積立年金保険の各コース**

**1 一般コース(一般生命保険料控除適用型)** (証券番号: 32-16252-011-6)

- 多様なニーズに合わせて受取可能!! 年金での受取以外に退職後医療プランなどのフレキシブルな選択が可能です。
- 月に1回 積立金の払出し可能!! ● 一般の生命保険料控除の対象!!

**2 個年コース(個人年金保険料控除適用型)** (証券番号: 32-16252-012-7)

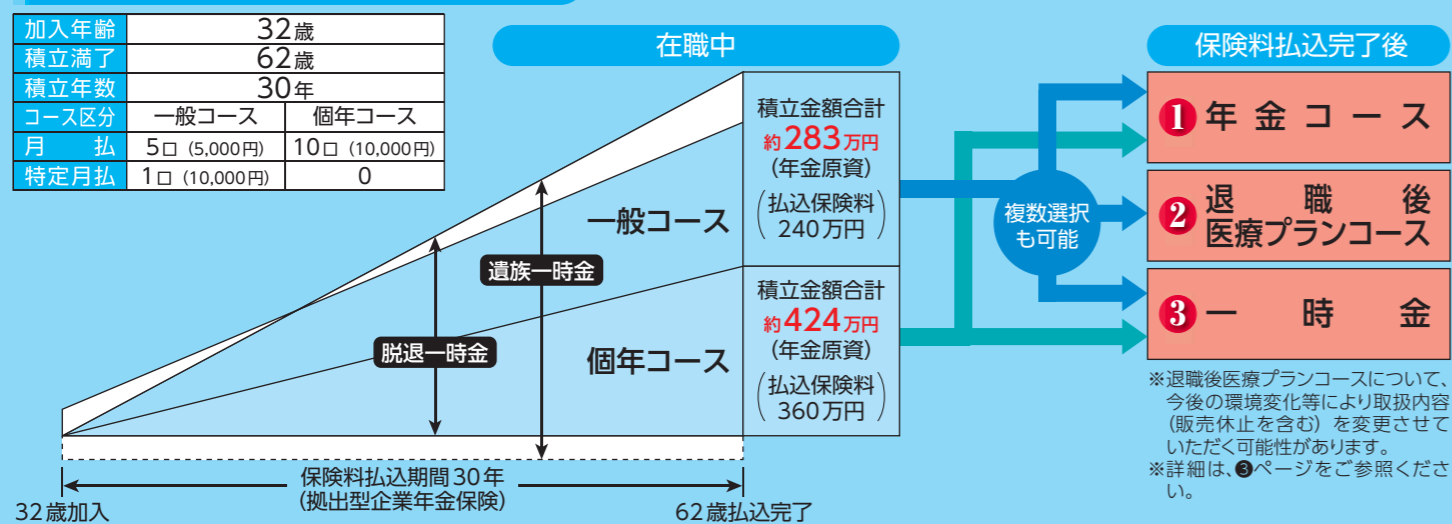
- 将来の年金確保!! ● 個人年金保険料控除の対象!!

**加入コース(全コース共通) ※新規加入・内容変更時は月払3口以上から申込受付**

月払積立	特定月払積立	一時払
3口~100口(1口:1,000円)	1口~50口(1口:10,000円)	1口~1,000口(1口:10,000円)

※既にご加入の方は現在の加入内容のまま継続いただけます。

**制度イメージ**



**加入年数別の給付額試算表**

加入年数	月払 5口 (5,000円)		特定月払 1口 (10,000円)		一時払 100口 (1,000,000円)
	払込保険料合計額	積立金額(脱退一時金額)	払込保険料合計額	積立金額(脱退一時金額)	積立金額(脱退一時金額)
1年	60,000	60,200	20,000	20,070	1,010,000
2年	120,000	121,100	40,000	40,360	1,021,000
3年	180,000	182,700	60,000	60,870	1,033,000
4年	240,000	244,900	80,000	81,610	1,044,000
5年	300,000	307,850	100,000	102,580	1,055,000
6年	360,000	371,450	120,000	123,770	1,067,000
7年	420,000	435,750	140,000	145,190	1,078,000
8年	480,000	500,750	160,000	166,850	1,090,000
9年	540,000	566,450	180,000	188,750	1,102,000
10年	600,000	632,900	200,000	210,880	1,114,000
15年	900,000	976,050	300,000	325,230	1,176,000
20年	1,200,000	1,338,400	400,000	445,960	1,242,000
25年	1,500,000	1,720,950	500,000	573,430	1,311,000
30年	1,800,000	2,124,850	600,000	708,010	1,385,000

記載の金額は、現時点では確定しておらず、変動(増減)するため、将来のお支払額をお約束するものではありません。記載の金額は、次の条件で計算しています。  
 (1) 年間保険料40,460万円を常に維持していること。  
 (2) 加入者全員の保険料が毎月20日に入金されたものであること。  
 (3) パンフレット作成時点の各引受生命保険会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)を引受割合(2026年4月3日現在)で加重平均した率により算出していること。  
 なお、基礎率については、将来変更される場合があります。記載の金額には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。  
 積立金(脱退一時金)は加入年数が短いと払込保険料の合計を下回る場合があります。

**加入資格**

**一般コース**  
 一般財団法人和歌山県教育互助会の現職会員で、加入日(毎年8月1日)に満18歳以上60歳未満の方で申込日現在健康で正常に就業している方で保険料払込完了年齢(62歳)まで2年以上ある方となります。  
 ※本年度の新規加入者は昭和41年8月2日以降生まれの方

**個年コース**  
 一般財団法人和歌山県教育互助会の現職会員で、加入日(毎年8月1日)に満18歳以上52歳未満の方で申込日現在健康で正常に就業している方で保険料払込完了年齢(62歳)まで10年以上ある方となります。  
 ※本年度の新規加入者は昭和49年8月2日以降生まれの方

**加入日(責任開始日)**

2026年8月1日から加入となります。

**保険料の積立方法**

一般・個年コース 共通の取扱い

・保険料は加入者負担です。  
 ・年1回の加入勧奨期間中に、加入及び口数の変更を下記要領で受け付け、8月1日付で取り扱います。  
 ・新規加入・内容変更時は全コース月払3口以上から申込可能です。  
 ・ご加入されている方は今後の月払2口以下への一部中止(減額)はできません。尚、月払2口以下でご加入中の方は現在の加入内容のまま継続が可能です。  
 月払積立…1,000円を1口とし、3口以上100口まで任意で選択できます。この保険料は、毎月の給与から控除されます。(初回は2026年8月から)  
 特定月払積立…月払加入者の方に限り、12月と6月に1万円を1口とし、最高50口まで任意で選択できます。(特定月払積立のみの積立ではできません)なお12月と6月は同口とします。  
 一時払積立…月払加入者の方に限り、毎年契約当日(8月1日)に、1万円を1口とし、最高1,000口まで任意で選択できます。(一時払積立のみの積立ではできません)払込みについては、7月初旬に申込者に専用振込用紙をお渡しし、7月下旬頃までの間に指定口座へご入金頂くこととなります。また、退職時(年金受給権取得時)については、1,500口まで任意で選択できます。(ただし、確定年金選択の場合、その時の積立金が退職時一時払の積増限度額となります。)  
 ・一般コース加入の方で無給等により毎月の給与より控除できなくなった場合は別途入金方法等互助会より案内します。手続きにより、全口中止(中断)及び脱退することもできます。  
 ・個年コース加入の方で無給等により毎月の給与より控除できなくなった場合は別途入金方法等互助会より案内します。手続きにより、脱退することもできます。

**減口及び中止の取扱**

**減口(払出し)・中止**  
 加入者は加入したコースによっては次の事由がある場合には、お申し出により、積立金の減口(払出し)及び保険料の中止をすることができます。(一部中止(減額)については、年1回定められた申込期間中に限り取り扱います。)  
 ※減口(払出し)、全口中止(中断)は一般コースのみのお取扱いとなります。  
 ※減口(払出し)とは、払込みを継続しながら積立金をお支払いするものです。  
 ※全口中止(中断)とは、払込みを中断するもので積立金の払出しをせず他の積立金同様に継続して運用されます。月払を全口中止(中断)する場合は、特定月払も全口中止(中断)されます。ただし、全口中止(中断)できるのは3年が限度です。  
 ※一部中止(減額)の場合は払込中止口数分の積立金は、中止時には払出しせず積立てておきます。

事由	(○は該当事由)	
	減口	中止
①災害	○	○
②疾病・障害(親族の疾病・障害・死亡を含む)	○	○
③住宅の取得	○	○
④教育(親族の教育を含む)	○	○
⑤結婚(親族の結婚を含む)	○	○
⑥債務の弁済	○	○
⑦その他加入者が保険料の拠出に支障のある場合	×	○

**減口(払出し)**  
 (1) 積立期間中にお金が必要となったとき(別表)の事由に該当した場合、保険料1万円単位で配当金を含めて月に1回(毎月20日締切)積立金を払出しできます。「月払」「特定月払」の積立ではそのまま継続します。別途、積立年金保険給付金請求書の提出が必要となります。  
 (2) 個年コースはこの取扱いはできません。(個年コースは脱退となります。)  
**脱退**  
 積立期間中、脱退は月1回取り扱います。(毎月20日締切)  
 ・この保険では、お申込みいただいた保険料全額をそのまま積み立てるのではなく、保険料の一部は事務手数料や遺族年金特約保険料に充てられます。したがって、脱退・減口(払出し)時の一時金の額がお払いただいた保険料の累計額を下回る場合があります。

**税法上の取扱**

**一般コース**  
 加入者が払い込んだ保険料は一般生命保険料控除の対象となります。  
**個年コース**  
 加入者が払い込んだ保険料は個人年金保険料控除の対象となります。  
**〈年金で受取った場合〉**  
**年金**  
 加入者本人が毎年受取る年金は雑所得として課税されます。  

$$\text{課税対象額} = (\text{基本年金年額} + \text{増加年金年額}) - \text{基本年金年額} \times \frac{\text{払込保険料累計額}}{\text{年金支払総額(見込額)}}$$
 \*雑所得金額が25万円以上の時10.21%の源泉徴収を行います。  
 \*増加年金とは、年金受給権取得後の配当金に基づき積増された年金です。  
**脱退一時金**  
 一時所得の対象となり、50万円の特別控除が適用されます。  

$$\text{一時所得の課税対象額} = (\text{脱退一時金額} - \text{払込保険料合計額} - 50\text{万円}) \times 1/2$$
 (他に一時所得がない場合)  
 ※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。  
**遺族一時金**  
 相続税の対象となります。ただし受取人が法定相続人の場合「法定相続人数×500万円」まで非課税となります。  
 税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる場合があります。

**在職中の給付**

・脱退したとき: 脱退一時金(加入者本人に支払われます。)  
 ・死亡したとき: 遺族一時金(加入者の遺族: 配偶者・子・父母の順に支払われます。)(労働基準法施行規則第42~第45条に定める遺族補償の順位)  
 遺族一時金は脱退一時金に月払保険料の1か月分相当額を加算した金額をお支払いします。

**配当金**

毎年の決算により配当金が生じた場合には、積立期間中は責任準備金の積増のための保険料の払込に充当し、年金受給権取得後は年金の増額のための保険料に充当します。

積立年金保険の各コース加入コース制度イメージ

保険料払込完了後の取扱い

よくある質問Q & A

契約概要・注意事項情報

積立年金保険の各コース加入コース制度イメージ

保険料払込完了後の取扱い

よくある質問Q & A

契約概要・注意事項情報

# 保険料払込完了後の取扱い〔積立金の使い方〕

## 1 年金コース 5年・10年・15年・20年確定年金、10年・15年保証期間付終身年金があります。

〔積立金（年金原資）1,000万円、10年確定年金の例〕  
10年間、年金受給者の生死に関わらず年金を支払います。

**10年確定年金** 年金月額 約87,693円（年金年額 約105万円）

10年間受取総額 約1,052万円

### 一般コース

脱退時の年齢が50歳以上かつ、初年度年金月額が1万円以上の場合、各年金コースから選択できます。

### 個年コース

年金を選択するには以下の条件が必要となります。

①年齢50歳以上 ②10年以上加入 ③確定年金は60歳以上でないと選択できません。  
（※個年コースでは5年確定年金は選択できません）

記載の年金給付額は、現時点では確定しておらず、変動（増減）するため、将来のお支払額をお約束するものではありません。  
記載の年金給付額は、パンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社（事務幹事会社）の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）により算出したものであり、その他の引受会社の基礎率を含めたものとはなっていません。  
年金開始後は、保険事務費として、年金支払時に年金額の1%を積立金から控除します（記載の金額は控除後です）。  
毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。配当金が生じた場合には、年金給付額の増額に充当されますが、決算実績によってはお支払できない年度もあります。  
なお、記載の年金給付額には、配当金を加算していません。

## 2 退職後医療プランコース（無配当医療保険）一般コースにご加入の方のみ選択いただけます。

### 特長

退職後、保険料を年払でお払込みいただくことにより、70歳または80歳まで下記の保障を準備することができます。

**保障内容** 【保険契約の型】A型 【入院給付金の型】2-124型  
【入院給付金日額】3,000円・5,000円 【加入対象区分】本人・配偶者

病気で継続して2日以上入院のとき  
**5,000円(3,000円)×(入院日数)** 【疾病入院給付金】

ケガで継続して2日以上入院のとき  
**5,000円(3,000円)×(入院日数)** 【災害入院給付金】

ケガや病気で所定の集中治療室管理を受けられたとき  
**5,000円(3,000円)×集中治療室管理日数** 【集中治療給付金】

ケガや病気で所定の手術を受けられたとき  
**5,000円(3,000円)×手術の種類に応じて  
40(例:脳神経腫瘍摘出術)・20(例:甲状腺手術)・10(例:虫垂切除術)・5(例:その他所定の条件を満たす手術)** 【手術給付金】

給付倍率40倍の手術給付金の支払われる手術を受け、  
手術の日から継続して30日以上入院したとき  
**1回の手術につき 5,000円(3,000円)×10** 【手術後療養給付金】

死亡・高度障害のとき  
**5,000円(3,000円)×100** 【死亡・高度障害保険金】

※ケガや病気による入院給付金のお支払日数は、1回の入院について124日を限度とします。  
※入院給付金のお支払日数は、ケガによる入院、疾病による入院それぞれについて通算して1095日を限度とします。  
※ただし三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院の場合は、お支払日数の限度はありません。  
※集中治療給付金のお支払日数は、通算して120日を限度とします。  
※お支払対象となる手術およびその給付倍率の詳細については「ご契約のしおり 約款」に記載しております。  
※手術給付金のお支払限度はありません。(ただし、一部制限を設けている手術の種類があります。)  
※手術後療養給付金のお支払限度はありません。

**保険料** 【保険契約の型】A型 【入院給付金の型】2-124型  
【払方】口座振替扱 新年払

※59歳以下の方の保険料は引受会社までお問い合わせください。

### 【70歳満了】

年齢	入院給付金日額5,000円		入院給付金日額3,000円	
	男性	女性	男性	女性
61歳	76,890円	72,800円	46,130円	43,680円
62歳	79,590円	75,260円	47,750円	45,160円

### 【80歳満了】

年齢	入院給付金日額5,000円		入院給付金日額3,000円	
	男性	女性	男性	女性
61歳	107,000円	100,050円	64,200円	60,030円
62歳	110,700円	103,390円	66,420円	62,030円

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年末満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳=満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで  
※記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。  
※退職後医療プランコースについて、今後の環境変化等により取扱内容（販売休止を含む）を変更させていただきます可能性があります。

## 3 一時金

払込完了時に積立金を年金に代えて一時金で受け取ることができます。  
脱退時の年齢が50歳未満の場合は、一時金受取となります。

※ご退職後、一時払傷害保険の加入もできます。（詳細はご退職時に別途ご案内致します。）  
※退職後医療プランの詳細については、ご退職時にご案内致しますパンフレットをご参照ください。

## 給付内容

## 個年コース

●年金受取人（保険料負担者）は被保険者本人です。

保険料払込完了期日に達したとき、または満50歳以上で死亡以外の事由で制度から脱退したとき年金受給権を取得し、①年金受取②退職後医療プラン③一時金受取（年金に代えて）のなかから自由に選択できます。（重複して選択することもできません。）

\* 保険料払込期日は年齢62歳到達日の前日の属する年度末（3月31日）となります。ただし、保険料払込期日を超えても現職会員である場合は、年齢65歳到達日の前日の属する年度末（3月31日）とする。

\* 満50歳未満の場合は、一時金受取となります。

●年金受取

\* 払込完了時または満50歳以上の死亡以外の事由で脱退のとき次の6つの中から1つを選択します。

①5年確定年金 ②10年確定年金 ③15年確定年金 ④20年確定年金 ⑤10年保証期間付終身年金 ⑥15年保証期間付終身年金

\* 初年度基本年金月額が1万円に満たないときは、年金に代えて、一時金をお支払いします。

\* 年金受給権取得時に、将来の年金支払に代えて一時金をご希望のときは、積立金を加入者にお支払いします。

\* 確定年金選択の場合はその時の積立金が退職時（年金受給権取得時）一時払の積増限度額となります。

\* 加入者はお申出により、年金開始を最長5年間繰り延べすることができます。この期間中引受保険会社が定めた方法により積立てておきます。ただし、繰延期間中、保険料の払込みはお取扱いしません。なお、お申出により繰延期間を変更することができます。繰延期間中は減額のお取扱いはできません。

\* 年金は3ヵ月分を年4回（3月、6月、9月、12月）に分けてお支払いします。

\* 繰り延べをした場合、積立金額によっては確定年金を選択することができます。

※確定年金

（5・10・15・20年間）基本年金と配当金（生じた場合）による増加年金をあわせてお支払いします。年金受取期間中に一時金でのお受取を希望された場合には残余保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。ご加入者が年金受取期間中に死亡された場合、ご加入者の遺族に残余保証期間年金をお支払いするか、年金にかえて未払年金現価を一時金でお支払いします。

※保証期間付終身年金

保証期間中（10・15年間）はご加入者の生死にかかわらず、基本年金と配当金（生じた場合）による増加年金をあわせてお支払いします。保証期間経過後には、ご加入者が生存している限り年金をお支払いします。保証期間中に一時金での受取りを希望された場合には残余保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。

\* 保証期間経過後は生存確認のため、年1回、所定の書類のご提出が必要となります。

\* 保証期間経過後、加入者ご自身が生存されているときは年金のお支払いを再開します。ただし、年金再開後に一時金のお取扱いはできません。ご加入者が保証期間中に死亡された場合、ご加入者の遺族に残りの保証期間年金をお支払いするか年金にかえて残りの保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。

●年金受取人（保険料負担者）は被保険者本人です。

保険料払込完了期日に達したとき、または保険料払込期間10年以上かつ満50歳以上で死亡以外の事由で制度から脱退したとき年金受給権を取得し、①年金受取②一時金受取（年金に代えて）のいずれかを選択できます（重複して選択することはできません）。

\* 保険料払込期日は年齢62歳到達日の前日の属する年度末（3月31日）となります。ただし、保険料払込期日を超えても現職会員である場合は、年齢65歳到達日の前日の属する年度末（3月31日）とする。

\* 満50歳未満の場合は、一時金受取となります。

●年金受取

\* 保険料払込完了期日に達したときは、次の5つの中から1つを選択します。

①10年確定年金 ②15年確定年金 ③20年確定年金 ④10年保証期間付終身年金 ⑤15年保証期間付終身年金

\* 払込期間が10年以上かつ満50歳以上60歳未満で脱退したときは、次の2つの中から1つを選択します。

①10年保証期間付終身年金 ②15年保証期間付終身年金

\* 年金受給権取得時に、将来の年金支払に代えて一時金をご希望のときは、積立金を加入者にお支払いします。

\* 確定年金選択の場合はその時の積立金が退職時（年金受給権取得時）一時払の積増限度額となります。

\* 加入者はお申出により、年金開始を最長5年間繰り延べすることができます。この期間中引受保険会社が定めた方法により積立てておきます。ただし、繰延期間中、保険料の払込みはお取扱いしません。なお、お申出により繰延期間を変更することができます。

\* 年金は3ヵ月分を年4回（3月、6月、9月、12月）に分けてお支払いします。

\* 繰り延べをした場合、積立金額によっては確定年金を選択することができます。

※確定年金

（10・15・20年間）基本年金と配当金（生じた場合）による増加年金をあわせてお支払いします。年金受取期間中に一時金でのお受取を希望された場合には残余保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。ご加入者が年金受取期間中に死亡された場合、ご加入者の遺族に残余保証期間年金をお支払いするか、年金にかえて未払年金現価を一時金でお支払いします。

※保証期間付終身年金

保証期間中（10・15年間）はご加入者の生死にかかわらず、基本年金と配当金（生じた場合）による増加年金をあわせてお支払いします。保証期間経過後には、ご加入者が生存している限り年金をお支払いします。保証期間中に一時金での受取りを希望された場合には残余保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。

\* 保証期間経過後は生存確認のため、年1回、所定の書類のご提出が必要となります。

\* 保証期間経過後、加入者ご自身が生存されているときは年金のお支払いを再開します。ただし、年金再開後に一時金のお取扱いはできません。ご加入者が保証期間中に死亡された場合、ご加入者の遺族に残りの保証期間年金をお支払いするか年金にかえて残りの保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。

### Q1 一般コースと個年コースの違いは？

いろいろあります。主な違いは以下のとおりです。

【一般コースと個年コースの主な違い】

	一般コース	個年コース
保険料控除の対象	一般生命保険料控除	個人年金保険料控除 ※1
積立期間中での積立金払出し・保険料の減口及び中止 ※2	○	×
確定年金受取期間	5年・10年・15年・20年 ※3	10年・15年・20年 ※4
終身年金受取保証期間	10年・15年	10年・15年
保険料払込完了後の取扱い	①年金受取 ②一時金受取 ③退職後医療プラン ※5 (複数選択も可能)	①年金受取 ②一時金受取

※1 払込完了年数まで10年に満たない場合は、一般生命保険料控除に該当します。  
 ※2 積立期間中にお金が必要となったとき(〈別表〉の事由に該当した場合)、保険料1万円単位で配当金を含めて月に1回(毎月20日締切)積立金を払出しできます。「月払」「特定月払」の積立はそのまま継続します。別途、積立年金保険給付金請求書の提出が必要となります。なお、個年コースはこの取扱はできません。初年度年金月額1万円以上となり、脱退時の年齢が満50歳以上なら、全年金コースから選択できます。  
 ※3 年金を選択するには以下の条件が必要となります。  
 ①年齢50歳以上 ②10年以上加入  
 ③確定年金は60歳以上でないと選択できません。  
 ※4 5年確定年金は選択できません。  
 ※5 退職後医療プランコースについて、今後の環境変化等により取扱い内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。

事由	減口 中止	
	○	○
①災害	○	○
②疾病・障害(親族の疾病・障害・死亡を含む)	○	○
③住宅の取得	○	○
④教育(親族の教育を含む)	○	○
⑤結婚(親族の結婚を含む)	○	○
⑥債務の弁済	○	○
⑦その他加入者が保険料の拠出に支障のある場合	×	○

A1



### Q6 一時積増等、保険料を一括で払えるの？

A6

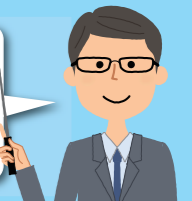
月払加入者に限り、毎年契約応当日(8月1日)に、1万円を1口とし、最高1,000口まで任意で選択して積立できます。(ただし、保険料の一括払(一時金積立のみの加入)はできません。)払込みについては、7月初旬に申込書に専用振込用紙をお渡しし、7月下旬ごろまでの間に指定口座へ入金してもらうことになります。また、退職時(年金受給権取得時)については、1,500口まで任意で選択できます。(ただし、確定年金選択の場合、その時の積立金が退職時一時払の積増限度額となります。)



### Q7 健康状態の告知や診査はあるの？

A7

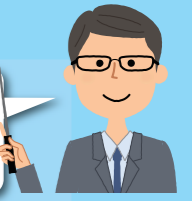
告知や診査はありません。申込日時点にて、健康で正常に就業している方であれば加入できます。(申込みの際は、加入資格の年齢等についてパンフレット2ページを必ず確認してください。)



### Q8 加入した時に保険証券は発行されるの？

A8

保険証券の発行はありません。加入年度の10月頃以降、インターネット上の「みんなのMYポータル」で加入内容をご確認いただくことができます。



### Q9 積立の途中で亡くなった場合はどうなるの？

A9

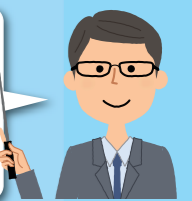
遺族一時金が(加入者の遺族:配偶者・子・父母の順に)支払われます。(遺族一時金は脱退一時金に月払保険料の1か月分相当を加算した金額をお支払いします。)



### Q10 脱退したい場合・積立金を払出したい場合・保険料積立を一時中止したい場合はどうすればいいの？

A10

一般財団法人 和歌山県教育互助会(TEL:073-431-0301)まで申し出てください。脱退・減口(払出し)・全口中止についての案内が受けられます。全口中止する場合は、中断申込書の提出が必要です。拠出型企業年金保険給付金請求書は、互助会ホームページからダウンロードも可能です。



### Q2 減口(払出し)、中止の手続きはいつできるの？

A2

一般コースについては、月に1回(毎月20日締切)手続きできます。減口(払出し)の場合、「月払」「特定月払」の積立はそのまま継続し、全口中止(中断)の場合は、「月払」「特定月払」の積立が中止されます。(ただし、全口中止(中断)できるのは3年が限度)なお、個年コースについてはこの取扱はなく、可能な手続きは脱退のみとなります。



### Q3 月払のみ、または特定月払のみの加入はできるの？

A3

月払のみの加入はできますが、特定月払のみの加入はできません。月払加入者の方に限り、任意で特定月払の加入ができるようになっています。



### Q4 年金の受取開始時期は選べるの？

A4

一般コース…退職時に満50歳以上であり、初年度年金月額1万円以上となる場合には、全年金コースから選択できます。  
 個年コース…退職時に保険料払込期間が10年以上かつ満50歳以上の場合、保証期間付終身年金にて年金受取ができます。確定年金は満60歳以上でないと選択できません。



### Q5 62歳を迎える前に早期退職した場合どうなるの？

A5

積立期間は終了となります。(積立金払出しの手続きをご案内します。)



# 契約概要・注意喚起情報

積立年金保険(拠出型企業年金保険(02))

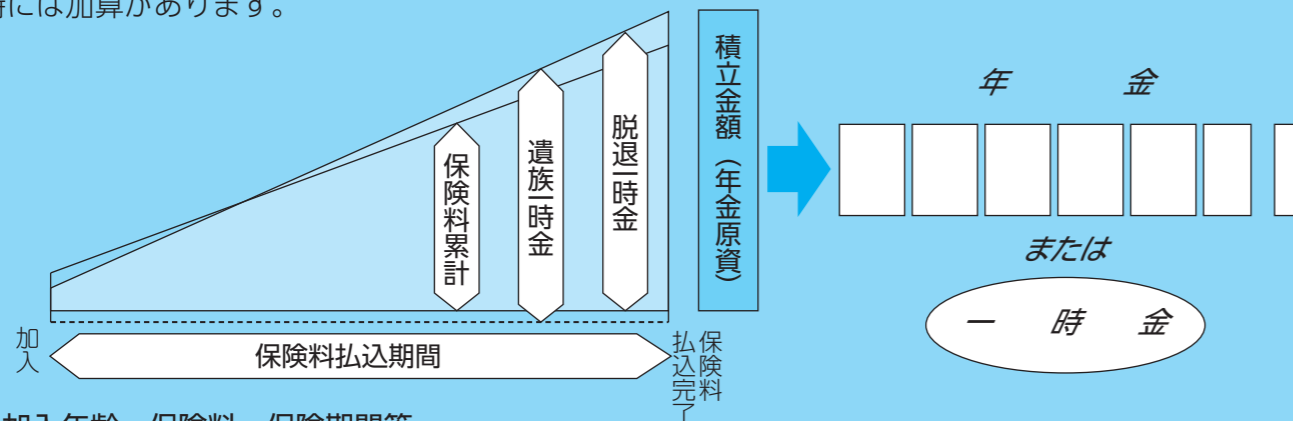
## 意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意ください事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、取扱内容・給付額試算表の内容・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

## 契約概要【ご契約内容】

### 1. 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員の方が、自助努力による老後保障資金を準備するために、企業・団体を保険契約者として運営する団体年金保険商品です。在職中に積立てを行ない、退職、退会等により保険料払込完了を迎えられた後に年金または一時金が受け取れます。また、遺族年金特約により、保険料払込期間中の死亡時には加算があります。



### 2. 加入年齢、保険料、保険期間等

加入年齢、加入資格、(追加)加入日、保険料の額、払込方法、払込完了期日等につきましては、本パンフレットの該当箇所をご参照ください。退職、退会等により企業・団体の所属員でなくなった場合はすみやかに脱退いただきます。

### 3. 積立金(受取予想額)

将来の受取予想額につきましては本パンフレットに記載の給付額試算表にてご確認ください。

### 4. 年金や一時金が主に支払われる場合

- 基本年金(もしくは一時金)  
保険料払込完了後に、積立金を原資とした年金もしくは一時金をお支払いします。
- 脱退一時金(もしくは年金)  
保険料払込完了前に脱退される場合、原則一時金でお支払いとなりますが、年金でのお支払いが可能な場合があります。
- 遺族一時金  
ご加入者が保険料払込期間中に死亡された場合は、積立金に遺族年金特約による加算をして、一時金にて遺族の方にお支払いします。  
※上記の年金もしくは一時金について選択できる給付種類等は、企業・団体ごとの制度内容により取扱が異なります。

### 5. 配当金

この保険は1年ごとに財政決算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金をお支払いする仕組みとなっています。年度途中で脱退された場合その年の配当金はありません。

### 6. 引受保険会社(事務幹事会社)

明治安田生命保険相互会社  
本社:東京都千代田区丸の内2-1-1  
※本パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお引受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受保険会社は、それぞれの引受割合により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更される場合があります。

## 注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

- お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)**  
この保険は、団体を契約者とする企業保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。
- 責任開始期**  
ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社にご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「(追加)加入日」からご契約上の責任を負います。なお、企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等には保険へのご加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。
- 年金や一時金のお支払制限**  
次のような場合、年金や一時金のお支払いに制限があります。
  - 遺族年金・遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、他の相続人に遺族年金・遺族一時金をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、未支払の年金原資を他の相続人にお支払いします。
  - 契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺行為があった場合は、この保険契約の全部または一部が取り消しとなることがあり、既に払込まれた保険料は払戻ししません。
  - 受取人や継続受取人が年金・一時金の請求について詐欺を行なった時(未遂を含みます)など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合や、保険契約者、加入者、受取人または継続受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。
  - 保険料の払込を中断されている期間中にご加入者が死亡された場合、遺族年金特約による加算はありません。
- 保険料の払込**  
ご加入者からの保険料の払込のないまま所定の猶予期間を経過した場合、保険料の請求を停止し、加入取消もしくは脱退いただくことがあります。
- 信用リスク・生命保険契約者保護機構**
  - 保険会社の業務または財産の状況の変化により、積立金や脱退・払出し時の一時金の金額、年金受給時にお約束した年金額が削減されることがあります。
  - 引受保険会社は生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも積立金額や年金受給時にお約束した年金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問合せ下さい。(ホームページ<https://www.seihohogo.jp/>)
- ご照会・ご相談窓口**

この保険に関する生命保険会社に対する苦情・相談先(注)
明治安田生命保険相互会社 大阪公法人部法人営業第一部 電話番号 06-6208-5426

(注) 一般のお手続き等に関するご照会につきましては、本パンフレット記載の団体窓口へご連絡ください。

  - この保険に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページ<https://www.seiho.or.jp/>)
  - なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。
- 積立金や脱退・払出し時の一時金額**  
この保険では、お払いいただいた保険料全額をそのまま積み立てるのではなく、保険料の一部は事務手数料や遺族年金特約保険料に充てられます。したがって、積立金や脱退・払出し時の一時金の額がお払いいただいた保険料の累計額を下回る場合があります。
- 予定利率**  
予定利率とは、お預かりしている保険料積立金に対して付利する利率のことをいいます。金利水準の低下、その他の著しい経済変動などこの契約の締結の際、予見しえない事情の変更により特に必要と認められた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより主務官庁に届け出たうえで、予定利率を変更することがあります。
- ご契約の継続と解約返戻金**
  - この保険は、ご加入者の加入状況または福利厚生制度の変更等によりご継続できないことがあります。ご加入者が10名未満となった場合、この契約は解約となる場合があります。
  - 解約となる場合は、解約返戻金をお支払いします。
- 年金・一時金の支払いに関する手続き等の留意事項**
  - 年金・一時金のご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、すみやかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。
  - 年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、他の年金・保険金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

# 積立年金保険 FAX 問合せ票

ご案内期間 2026年5月26日(火)～2026年6月12日(金)

積立年金保険について、ご質問・ご不明点があれば、  
下記項目をご記入いただき、お気軽にFAXにてお申出ください。

下記の【個人情報のお取り扱いについて】に同意いたします。

学 校 名	
職 員 番 号	
氏 名	

**FAX 送信先**

 **06-6208-5439**

【事務幹事会社】  
明治安田生命保険相互会社 大阪公法人部 法人営業第一部

## お問い合わせ内容を確認してください (複数可)

説明を聞きたい

加入を検討している

現在の加入内容を確認したい

その他 ( )

## ご連絡先

住 所	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅 〒 -
	<input checked="" type="checkbox"/> 職場
電 話 番 号	

【個人情報のお取り扱いについて】  
本FAX問合せ票に記載の個人情報は、保険制度運営等のために、一般財団法人 和歌山県教育互助会および生命保険会社の事務幹事会社の間で相互提供いたします。

【個人情報の利用目的】  
本FAX問合せ票に記載の個人情報については、一般財団法人 和歌山県教育互助会および同互助会が保険契約を締結する生命保険会社が以下の目的で使用いたします。  
生命保険会社の事務幹事会社(明治安田生命保険相互会社)の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご参照ください。  
一般財団法人 和歌山県教育互助会

- 本保険の加入案内
- 生命保険会社
- 各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い
- 子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- その他保険に関連・付随する業務

## 老後の生活資金準備の第一歩として、将来受給できる公的年金を確認しましょう

<ご参考>公的年金シミュレーター (<https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp/>)

「公的年金シミュレーター」は、働き方・暮らし方の変化に応じて、将来受給可能な年金額を簡単に試算できるツールとして、厚生労働省が開発したものです。パソコンまたはスマートフォンでご利用できます。



個人情報に関する取扱いについて  
<契約者と生命保険会社からのお知らせ>  
当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのために使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、一時金・年金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、契約者および他の生命保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。  
記載の引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。  
(注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。  
なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご参照ください。

※相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっておりますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。  
※この制度は、生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。

【引受会社】 明治安田生命保険相互会社(事務幹事)、日本生命保険相互会社

【連絡先】 明治安田生命保険相互会社 大阪公法人部 法人営業第一部  
〒541-0051 大阪市中央区備後町1-6-15 明治安田生命備後町ビル8F  
TEL.06-6208-5426 9:00~17:00(土日祝除く)

MY-A-26-企-004464

キリトリ線